

平成29年度 社会福祉法人 指導監査の結果について

1 指導監査の実施状況について

平成29年度における指導監査は、別府市社会福祉法人指導監査実施要綱及び別府市社会福祉法人指導監査実施計画に基づいて、別府市が所轄庁となる社会福祉法人35法人のうち12法人について一般監査（実地）を実施しました。

今年度より、一般監査の周期が変わり、2年に1回から3年に1回となり、厚生労働省が策定した指導監査ガイドラインに基づく新しい基準で監査を行いました。

2 指導監査の重点事項

平成29年4月1日付けで社会福祉法が大幅に改正されたことを踏まえ、法改正に伴う新制度への対応状況について、重点的に確認を行いました。

(1) 適正な法人運営の確立

評議員及び役員の選任手続きが、新制度に基づき行われていること。

評議員及び役員の報酬等の支給基準について、法令に定める手続きにより定め、公表した上で、基準にしたがい支給していること。

新制度に基づき評議員会及び理事会が運営されていること。

理事会及び評議員会の議事録は、正確に記録され、保存されていること。

監事により、理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況など、毎年定期的に十分な監査が行われていること。また、監事が理事会への出席義務を履行していること。

(2) 適正な管理体制の確立

不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、原則、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。

事業運営の透明性の向上のため、計算書類等及び財産目録等を作成し、備え置き、閲覧、公表を行っていること。

各法人経理規程及び社会福祉法人会計基準にしたがい、会計処理及び資産管理が適正に行われていること。

社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は別会計で経理されるとともに適正に管理がなされていること。

(3) 前回の指摘事項の改善状況の確認

3 指摘内容と件数

指摘内容	文書指摘件数		口頭指摘件数	
	前回	29年度	前回	29年度
定款変更等に関する事	0	1	0	3
役員等の構成、選任に関する事	0	0	10	91
理事会、評議員会等に関する事	11	2	12	66
資産管理に関する事	0	0	2	2
会計、経理に関する事	9	3	67	87
その他	2	1	19	15
合計	22	7	110	264

「文書指摘」は改善処理結果の報告文書の提出を求めた事項、「口頭指摘」は、次回監査までに改善をお願いした事項です。

口頭指摘件数が大幅に増加した理由は、大幅な制度改正です。準備期間が短く、社会福祉法人制度創設以来の大改正に対応しきれなかったという現状がうかがえます。

指導監査時には、根拠を示した上で、改正点の説明に重点を置いて対応しましたが、監査周期が3年に1度に延びたことも勘案し、所轄庁として、改正点の周知をよりきめ細かく行うなど、対応が必要と考えられます。

4 平成29年度の主な指摘内容

指摘事項については、各法人に対して改善処理結果の報告文書の提出を求めるなどし、概ね是正改善に向け対応されていることを確認しました。主な指摘内容は以下のとおりです。

(1) 理事会、評議員会等に関する事

理事会や評議員会で審議が必要な事項を審議していない事例、規程等の改正内容を議案に添付していない事例が見受けられました。

制度改正関連の主な指摘事項は以下のとおりです。

- ・評議員選任・解任委員会の運営を細則にしたがい行っていない
- ・評議員会の招集について理事会の決議を得ていない
- ・評議員会議事録に作成者氏名を記載していない
- ・評議員、役員選任の際、候補者ごとに決議していない
- ・監事が理事会を欠席している
- ・理事長、業務執行理事が職務執行状況報告を行っていない
- ・理事会議事録署名人を旧制度に基づき選任していた
- ・評議員、役員の報酬支給基準を評議員会で審議していない

(2) 会計、経理に関すること

社会福祉法人会計基準に即していない事例が見受けられました。内部取引消去、一年基準の導入、作成する書類の不備、契約事務の不備など、個別の事例について説明し、必要な訂正や適正な処理を行う旨説明しました。

制度改正関連の主な指摘事項は以下のとおりです。

- ・社会福祉法改正に伴う経理規程の改正をしていない
- ・4月から評議員会を新設したが、補正予算を評議員会で審議していない
- ・計算書類を決算理事会終了後2週間以上備え置きしていない
- ・通知改正による勘定科目の変更に対応していない